

テーマⅡ 現状：中日労働者の重要な活動

日本の社会の現状と労働運動の役割

おきたまユニオン書記次長 春川広司



1. 拡大する格差と貧困

私は山形県米沢市に住んでいます。山形県は農業県で都会に出ていく若者の数が多いこともあり人口が減少しています。私の住んでいる町内でも高齢化が進み老人夫婦世帯や高齢者の一人暮らし世帯が増えています。自分の年金だけでは生活できず現役世代の子供たちから仕送りをしてもらって生活している方もいます。

しかし、日本の現役世代の雇用形態はこの30年ぐらいの間に大きく変化しています。1985年の非正規労働者比率は16.4%ですが、2016年には37%にまで増えています。非正規労働者は雇用期間が定められていて、いつも雇止めの不安がつきまといまいます。しかも正規労働者の6割ぐらいの賃金で正規労働者と同じ仕事をしている人も多くいます。またその6割から7割の人は年収200万円未満です。ワーキングプア（働く貧困層）と呼ばれています。これでは親が生活に困っていても仕送りをできない人も出てきます。

他方、正規労働者はどうかと言えば、長時間・過密労働を原因とする過労死や精神疾患も後を絶ちません。経済的理由で自殺した人も一向に減少せず、1998年以来2011年まで14年連続で3万人を超えていました。2012年以降は3万人を切っているものの、若者の自殺率は諸外国との比較でも高水準で推移しています。自殺率というのは人口10万人当たりの自殺者数のことです。2013年の統計で韓国が11.1人、英国で5.0人、日本が14.3人と多いことがわかります。日本の社会が若者にとっても生きづらい社会になっているのだと思います。

一方で、富裕層の増加があり、企業の内部留保金も4年で100兆円の増加で406兆円を超え過去最高額になっています。まさに格差の拡大です

2. 残業代が支払われなくなる（働き方改革関連法の成立）

日本の労働者が求めているのは、非正規労働者の待遇改善や正規労働者の長時間労働の是正などです。しかし今通常国会で成立した「働き方改革関連法」は残業時間の上限を月100時間とするなど長時間労働を容認する内容があります。

また「高度プロフェッショナル制度」の新設で労働時間の規制を取り払う制度を導入しました。年収が1075万円以上の一部専門職を労働時間規制の対象から外す制度で残業代が払われなくなります。労働時間が一日8時間という規制から外すだけでなく、会社側は労働

者の時間管理すらしなくてもよくなります。しかも政省令や指針などで実務の運用方法を詰める項目が多く、今後国会の審議を経なくても省令で変更できるようになってしまいます。例えば年収 1075 万円の基準が大きく下げられれば、一般の労働者にも広くこの制度の適応が広げられることとなります。かつて 1986 年に施行された労働者派遣法は当初限られた専門的な職種のみはその適応が認められていたのですが、2004 年に製造業にも導入が認められ非正規労働者の増加に拍車をかけました。

この法律の成立は今後、私たち日本の労働者にとって大きな課題となりました。

3. 民意から離れていく安倍政権

表は各法案の国会審議中の世論調査の結果です。今国会で成立した主な法案は多くの国民が反対しているにもかかわらず国会を数の力でごり押ししてきています。

今国会が問われたのは日本の民主主義なのだろうと思います。はぐらかす、間違っただけのデータを出してくる。質問に向き合わない。これほどまでに、きちんと説明をしない政府は果たして過去にあったらうか。もうすでに政府は国民のコンセンサスを得ようという気はないのではないのでしょうか。

つまり、今の日本の小選挙区制度という選挙制度では、投票率が 50%ならその半分の 25%の支持を得れば政権が維持できます。岩盤のような業界からの支持、保守層や株価を維持するとアピールできる人たちのために政治を行えばいいと思って政治をしているのではないのでしょうか。国民が諦めて投票に行かないことになればさらに一部の人に向けての政治になっていきます。そんなところまで来ているのが今の日本の現状だろうと思います。民主主義がむしばまれつつあります。

これだけのことをやってきた安倍政権ですが支持率は、表のように、上がり下がりをしています。

不満はあるが安倍政権にとってかわる適任者がいない。経済はそこそこうまくいっているようだ。森友、加計学園問題は日々の生活に直接影響あるわけではない。などの理由でしょうか。

黒を白と言いくるめる。国会答弁の言葉の軽さ、反対意見にまじめに向き合おうとしない。権利や自由を縛る法律を力づくで制定し、憲法を軽んじる。そんな安倍政権に対して諦めと失望を抱くのは、ある意味当然のことかもしれません。しかし、そのことは安倍政権が一番喜ぶことになるのではないかと思います。前を向いて何をどう変えていくか考えていくことが求められています。

4. 公契約条例制定の動き

一方、低賃金構造を招いている請負会社で働く労働者の賃金を保証する制度をして公契約条例の制定を求める運動が少しずつ広がってきました。2009年に千葉県野田市ではじめて公契約条例ができましたが、現在では、60を超える地方自治体で公契約条例が制定され

ています。その内容は、地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを具体的に規定したもの、適正な労働条件の確保を規定した理念的なもの、労働条件とともに安全衛生、環境対策への配慮など労働環境の整備を定めているものなど様々です。地域の賃金が低いと、若者は賃金の高い都会へ行ってしまいます。地域で優良な企業に仕事をしてもらい、それなりの賃金を労働者に支払うようにすることは、地域経済の振興にも役立ち、地方自治体の税収にも貢献する利点があります。

このような公契約条例制定の考え方は、公契約で働く者の労働条件は一般的な労働条件より有利な労働条件であるように契約の中に入れるよう定めたILOの労働条項（公契約）条約（第94条）にもとづくものです。

5. 不安定な雇用や低賃金と闘うユニオン運動

ユニオンは労働者であれば基本的に誰でも、一人でも入ることができます。特に日本では中小企業に労働組合がないことが多いこともありユニオンの組合員の多くは中小零細企業の労働者や非正規労働者です。パート労働者でも契約社員でもどのような契約形態であっても加入できます。これまでは労働組合が正規社員で構成される企業別労働組合が主流でした。そのことからすれば画期的なことでした。組合員が解雇されたり、残業代不払いにあっていたりすると、その勤務先に申し入れをして状況の改善を求めます。

ユニオン運動は全国に広がり1990年に全国ネットワークが結成され、現在全国76ユニオン、約2万人が参加しています。

現在日本の労働者が抱える問題は多く、労働組合の中にはいわゆる「御用組合」も多くあります。ユニオン運動への評価は高く、また求められるものも多くあります。

ユニオンは東北地方では全国ネットワークに加入している組織は3つだけです。

しかし、ようやく山形県の庄内地方に、新たなユニオンが結成されようとしています。小さな旗揚げですが、ネットワークの広がりによって労働者の権利を守っていくことができます。そして、そのことが日本の民主主義を守っていく力にもなっていくものと確信してこれからも活動していきます。

15～24歳の自殺の変化

	a 人口 (万人)	b 死亡者 (人)	c 自殺者 (人)	c/a 自殺率 (対10万)	c/b 自殺比 (%)
1990年					
日	1868.9	9,148	1,309	7.0	14.3
韓	875.3	7,570	712	8.1	9.4
米	3701.3	36,733	4,869	13.2	13.3
英	845.6	4,918	613	7.2	12.5
独	1085.4	7,436	1,028	9.5	13.8
仏	849.4	6,545	791	9.3	12.1
瑞	117.2	615	118	10.1	19.2
2013年					
日	1197.7	3,691	1,709	14.3	46.3
韓	679.5	2,029	756	11.1	37.3
米	4415.8	28,486	4,878	11.0	17.1
英	819.8	2,429	412	5.0	17.0
独	873.4	2,523	502	5.7	19.9
仏	757.7	2,486	426	5.6	17.1
瑞	122.4	428	147	12.0	34.3

* WHO 「Mortality Database」 より舞田敏彦作成。

〈増加傾向にある日本の富裕層〉

〈分類〉		2000年	2003年	2005年	2007年	2009年	2011年	2013年	2015年
超富裕層	金融資産(兆円)	43	38	46	65	45	44	73	75
	世帯数(万世帯)	6.6	5.6	5.2	6.1	5.0	5.0	5.4	7.3
富裕層	金融資産(兆円)	128	125	167	189	150	144	168	197
	世帯数(万世帯)	76.9	72.0	81.3	84.2	79.5	76.0	95.3	114.4
合計	金融資産(兆円)	171	163	213	254	195	188	241	272
	世帯数(万世帯)	83.5	77.6	86.5	90.3	84.5	81	100.7	121.7

出所：野村総合研究所 NEWS RELEASE（2016年11月28日）をもとに著者作成

通常国会で成立した主な法律

働き方改革関連法案						
賛成 27%	反対 47%	(JNN世論調査6月2、3日)	衆参審議時間	約	71時間	
参院定数6増法						
賛成 15%	反対 69%	(JNN世論調査7月7、8日)	衆参審議時間	約	10時間	
カジノ整備法						
賛成 27%	反対 53%	(JNN世論調査7月7、8日)	衆参審議時間	約	40時間	

下がっては上がる安倍内閣の支持率

朝日新聞調べ

